

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は
家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に
伴う関係条例の整備に関する条例案

1 改正の理由

法改正(12/2 公布)に伴い、職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するため、育児
および介護に関する休暇制度等についての関係条例を改正します。

※国家公務員の勤務条件に準じた改正を行います。

2 改正の概要

(1) 介護に関する休暇等制度の改正(職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等)

- ア 6 月取得できる介護休暇について、期間を 3 回に分割して取得できることとします。
- イ 介護休暇とは別の休暇として、介護時間を新設します。

介護時間とは

3 年の期間内において、1 日につき 2 時間以内で取得できる無給の休暇

- ウ 介護を行う職員に対して、時間外勤務を免除する規定を設けます。

(2) 育児に関する休業制度の改正(滋賀県職員の育児休業等に関する条例)

- ア 育児休業等の対象となる子の範囲を拡充します。
 - ・実親の同意が得られないため養子縁組ができない里子を養育している場合

(3) その他

- ア 施行時期は平成 29 年 1 月 1 日とします(法の施行日と同日)
- イ その他必要な規定の整備を行います。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案要綱

1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）および育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴い、介護および育児に関する休暇制度等について、国家公務員の勤務条件に準じた改正を行うことにより、職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するため、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）ほか5条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）および滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）の一部改正（第1条、第5条および第6条関係）

ア 介護を行う職員から請求があった場合は、公務の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務を免除することとします。

イ 介護休暇について、6月の期間を3回に分割して取得できることとします。

ウ 介護休暇とは別に、介護を行う職員に対し、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことを認める無給の介護時間を新たに設けることとします。

(2) 滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）の一部改正（第2条関係）

ア 非常勤職員が育児休業を取得する場合における要件を緩和し、その任期が満了する時の子の年齢を、1歳6月以上とします。

イ 法改正により育児休業等の対象となる子として特別養子縁組の監護期間中の者等に加えて規定された「その他これらに準ずる者として条例で定める者」を、実親の同意が得られないため養子縁組ができない養育里親である職員に委託されている児童とします。

ウ 育児時間または介護時間の承認を受けている職員に対する部分休業の承認は、1日につき2時間から育児時間または介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた範囲内で行うこととします。

(3) 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和43年滋賀県条例第24号）の一部改正（第3条関係）

企業庁の職員が介護時間を取得する場合には、給与を減額して支給することとします。

(4) 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成17年滋賀県条例第112号）の一部改正（第4条関係）

病院事業庁の職員が介護時間を取得する場合には、給与を減額して支給することとします。

(5) その他

ア この条例は、平成29年1月1日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条～第8条の2 省略</p>	<p>第1条～第8条の2 省略</p>
<p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務等の制限)</p>	<p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務等の制限)</p>
<p>第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜において勤務させてはならない。</p>	<p>第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（<u>地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条および第15条ならびに別表第2において同じ。</u>）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜において勤務させてはならない。</p>
<p>2および3 省略</p>	<p>2および3 省略</p>
<p>4 第1項および前項の規定は、第20条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育する」とあるのは「<u>要介護者のある職員が当該要介護者を介護する</u>」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「<u>要介護者のある職員が当該要介護者を介護する</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 前3項の規定は、第20条第1項に規定する<u>要介護者を介護する職員について準用する。</u>この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（<u>地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条および第15条ならびに別表第2において同じ。</u>）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育する」とあるのは「<u>第20条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する</u>」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に」と、第2項中「<u>3歳に満たない子のある職員が当該子を養育する</u>」とあるのは「<u>第20条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者の介護をする</u>」と、「<u>当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である</u>」とあるのは「<u>公務の運営に支障がある</u>」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のあ</p>

第9条 省略

(休暇の種類)

第10条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇および介護休暇とする。

2 休暇とは、次条から第20条までに規定する休暇であって、正規の勤務時間中に勤務しない期間をいう。ただし、特別休暇（第18条に規定する特別休暇を除く。）が週休日または祝日法による休日もしくは年末年始の休日の前後にわたる場合には、現に継続する日数をもって休暇の期間とみなす。

第11条から第19条まで 省略

(介護休暇)

第20条 任命権者は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病または老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、休暇を願い出たときは、介護休暇を与えることができる。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 省略

る職員が当該子を養育する」とあるのは「第20条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第9条 省略

(休暇の種類)

第10条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇および介護時間とする。

2 休暇とは、次条から第20条の2までに規定する休暇であって、正規の勤務時間中に勤務しない期間をいう。ただし、特別休暇（第18条に規定する特別休暇を除く。）が週休日または祝日法による休日もしくは年末年始の休日の前後にわたる場合には、現に継続する日数をもって休暇の期間とみなす。

第11条から第19条まで 省略

(介護休暇)

第20条 任命権者は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病または老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、休暇を願い出たときは、介護休暇を与えることができる。

2 介護休暇の期間は、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で任命権者が指定する期間（次条第2項において「指定期間」という。）内において必要と認められる期間とする。

3 省略

4 介護休暇については、滋賀県職員等の給与に関する条例第13条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(追加)

第21条以下 省略

4 介護休暇については、滋賀県職員等の給与に関する条例第13条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(介護時間)

第20条の2 任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき休暇を願い出たときは、介護時間を与えることができる。

2 介護時間の時間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第4項の規定は、介護時間について準用する。

第21条以下 省略

滋賀県職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(7) 省略</p> <p><u>(イ) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないことおよび特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）</u></p> <p>(ウ) 省略</p> <p>イ <u>次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p> <p>ウ 省略</p> <p>(追加)</p>	<p>第1条 省略</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(7) 省略</p> <p><u>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することおよび特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(ウ) 省略</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号および同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p> <p>ウ 省略</p> <p><u>（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）</u></p> <p><u>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児</u></p>

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) および(2) 省略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日

ア およびイ 省略

第2条の3 省略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業の承認が、産前の休業を始めもしくは出産したことにより効

童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) および(2) 省略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア およびイ 省略

第2条の4 省略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業の承認が産前の休業を始め、または出産したことにより効力

力を失い、または第5条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、当該産前の休業もしくは出産に係る子または同条に規定する承認に係る子が死亡し、または養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(追加)

(2)～(5) 省略

(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。

(7) 省略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）の承認が、産前の休業を始めもしくは出産したことにより効力を失い、または第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより取り消された後、当該産前の休業もしくは出産に係る子または同号に規定する承認に係る子が死亡し、または養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(追加)

を失った後、当該産前の休業または出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業の承認が第5条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号アまたはイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）または養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3)～(6) 省略

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) 省略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）の承認が産前の休業を始め、または出産したことにより効力を失った後、当該産前の休業または出産に係る子が第3条第1号アまたはイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務の承認が第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号アまたはイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2)～(6) 省略

第12条～第22条 省略

(部分休業の承認)

第23条 省略

2 勤務時間条例第15条、学校職員勤務時間条例第16条または警察職員勤務時間条例第15条の規定による特別休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇として承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

第24条以下 省略

(3)～(7) 省略

第12条～第22条 省略

(部分休業の承認)

第23条 省略

2 勤務時間条例第15条、学校職員勤務時間条例第16条もしくは警察職員勤務時間条例第15条の規定による特別休暇または勤務時間条例第20条の2、学校職員勤務時間条例第21条の2もしくは警察職員勤務時間条例第20条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇または当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間または育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間または当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

第24条以下 省略

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>第1条～第3条 省略</p> <p>（給与の減額）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 職員が育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）または介護休暇（当該職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病または老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 省略</p> <p>第5条以下 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>（給与の減額）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 職員が育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）<u>、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病または老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）または介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。）</u>の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 省略</p> <p>第5条以下 省略</p>

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
<p>第1条～第24条 省略</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第25条 省略</p> <p>2 職員が育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他病院事業庁長が定める教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）または介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他病院事業庁長が指定する者で負傷、疾病または老齢により病院事業庁長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、病院事業庁長が別に定めるところにより減額して給与を支給する。</p> <p>第26条以下 省略</p>	<p>第1条～第24条 省略</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第25条 省略</p> <p>2 職員が育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他病院事業庁長が定める教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、<u>介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他病院事業庁長が指定する者で負傷、疾病または老齢により病院事業庁長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）</u>または<u>介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。）</u>の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、病院事業庁長が別に定めるところにより減額して給与を支給する。</p> <p>第26条以下 省略</p>

滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新
<p>第1条～第9条の2 省略</p>	<p>第1条～第9条の2 省略</p>
<p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務等の制限)</p>	<p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務等の制限)</p>
<p>第9条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜において勤務させてはならない。</p>	<p>第9条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条および第16条ならびに別表第2において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜において勤務させてはならない。</p>
<p>2および3 省略</p>	<p>2および3 省略</p>
<p>4 第1項および前項の規定は、第21条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育する」とあるのは「<u>要介護者のある職員が当該要介護者を介護する</u>」と、「深夜に」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))に」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「<u>要介護者のある職員が当該要介護者を介護する</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 前3項の規定は、第21条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条および第16条ならびに別表第2において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育する」とあるのは「<u>第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する</u>」と、「深夜に」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))に」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「<u>第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者の介護をする</u>」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「<u>公務の運営に支障がある</u>」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のあ</p>

第10条 省略

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇および介護休暇とする。

2 休暇とは、次条から第21条までに規定する休暇であって、正規の勤務時間中に勤務しない期間をいう。ただし、特別休暇（第19条に規定する特別休暇を除く。）が週休日または祝日法による休日もしくは年末年始の休日の前後にわたる場合には、現に継続する日数をもって休暇の期間とみなす。

第12条から第20条まで 省略

(介護休暇)

第21条 任命権者は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病または老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、休暇を願い出たときは、介護休暇を与えることができる。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 省略

る職員が当該子を養育する」とあるのは「第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第10条 省略

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇および介護時間とする。

2 休暇とは、次条から第21条の2までに規定する休暇であって、正規の勤務時間中に勤務しない期間をいう。ただし、特別休暇（第19条に規定する特別休暇を除く。）が週休日または祝日法による休日もしくは年末年始の休日の前後にわたる場合には、現に継続する日数をもって休暇の期間とみなす。

第12条から第20条まで 省略

(介護休暇)

第21条 任命権者は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病または老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、休暇を願い出たときは、介護休暇を与えることができる。

2 介護休暇の期間は、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で任命権者が指定する期間（次条第2項において「指定期間」という。）内において必要と認められる期間とする。

3 省略

4 介護休暇については、滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号。以下この項において「学校職員給与条例」という。）第14条第1項または給与条例第13条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、学校職員給与条例第14条第2項または給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（追加）

第22条 省略

（読替規定）

第23条 市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員（滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）第2条第2項に規定する指導主事に充てられる職員を除く。）に対してこの条例を適用する場合には、第4条および第5条中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、同条第2項ただし書中「人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより」とあるのは「滋賀県教育委員会が人事委員会と協議して定める基準に従い」と、第6条中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、「人事委員会規則の定めるところにより」とあるのは「滋賀県教育委員会が人事委員会と協議して定める基準に従い」と、第7条第1項、第9条、第9条の2第1項、第9条の3第1項から第3項まで（同条第1項および第3項の規定を同条第4項において準用する

4 介護休暇については、滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号。以下この項において「学校職員給与条例」という。）第14条第1項または給与条例第13条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、学校職員給与条例第14条第2項または給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（介護時間）

第21条の2 任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき休暇を願い出たときは、介護時間を与えることができる。

2 介護時間の時間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第4項の規定は、介護時間について準用する。

第22条 省略

（読替規定）

第23条 市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員（滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）第2条第2項に規定する指導主事に充てられる職員を除く。）に対してこの条例を適用する場合には、第4条および第5条中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、同条第2項ただし書中「人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより」とあるのは「滋賀県教育委員会が人事委員会と協議して定める基準に従い」と、第6条中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、「人事委員会規則の定めるところにより」とあるのは「滋賀県教育委員会が人事委員会と協議して定める基準に従い」と、第7条第1項、第9条、第9条の2第1項、第9条の3第1項から第3項まで（同条第4項において準用する場合を含む。）、第10条第2項、

場合を含む。) 、第10条第2項、第12条第3項ならびに第13条第1項中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、同条第2項中「任命権者は」とあるのは「市町教育委員会は」と、第14条第1項、第15条から第20条までの規定および第21条第1項中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と読み替えるものとする。

第24条 省略

第12条第3項および第13条第1項中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、同条第2項中「任命権者は」とあるのは「市町教育委員会は」と、第14条第1項、第15条から第20条までの規定、第21条第1項および第2項ならびに第21条の2第1項中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と読み替えるものとする。

第24条 省略

滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表（第6条関係）

旧	新
<p>第1条～第8条の2 省略</p>	<p>第1条～第8条の2 省略</p>
<p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務等の制限)</p>	<p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務等の制限)</p>
<p>第8条の3 本部長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜において勤務させてはならない。</p>	<p>第8条の3 本部長は、小学校就学の始期に達するまでの子（<u>地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条および第15条ならびに別表第2において同じ。</u>）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜において勤務させてはならない。</p>
<p>2および3 省略</p>	<p>2および3 省略</p>
<p>4 第1項および前項の規定は、第20条第1項に規定する日常生活を営むの<u>に支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）</u>を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育する」とあるのは「<u>要介護者のある職員が当該要介護者を介護する</u>」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「<u>要介護者のある職員が当該要介護者を介護する</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 前3項の規定は、第20条第1項に規定する<u>要介護者を介護する職員について準用する。</u>この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（<u>地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条および第15条ならびに別表第2において同じ。</u>）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育する」とあるのは「<u>第20条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する</u>」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に」と、第2項中「<u>3歳に満たない子のある職員が当該子を養育する</u>」とあるのは「<u>第20条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者の介護をする</u>」と、「<u>当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である</u>」とあるのは「<u>公務の運営に支障がある</u>」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のあ</p>

第9条 省略

(休暇の種類)

第10条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇および介護休暇とする。

2 休暇とは、次条から第20条までに規定する休暇であって、正規の勤務時間中に勤務しない期間をいう。ただし、特別休暇（第18条に規定する特別休暇を除く。）が週休日または祝日法による休日もしくは年末年始の休日の前後にわたる場合には、現に継続する日数をもって休暇の期間とみなす。

第11条から第19条まで 省略

(介護休暇)

第20条 本部長は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病または老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、休暇を願い出たときは、介護休暇を与えることができる。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 省略

る職員が当該子を養育する」とあるのは「第20条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第9条 省略

(休暇の種類)

第10条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇および介護時間とする。

2 休暇とは、次条から第20条の2までに規定する休暇であって、正規の勤務時間中に勤務しない期間をいう。ただし、特別休暇（第18条に規定する特別休暇を除く。）が週休日または祝日法による休日もしくは年末年始の休日の前後にわたる場合には、現に継続する日数をもって休暇の期間とみなす。

第11条から第19条まで 省略

(介護休暇)

第20条 本部長は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病または老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、休暇を願い出たときは、介護休暇を与えることができる。

2 介護休暇の期間は、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で本部長が指定する期間（次条第2項において「指定期間」という。）内において必要と認められる期間とする。

3 省略

4 介護休暇については、滋賀県職員等の給与に関する条例第13条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(追加)

第21条以下 省略

4 介護休暇については、滋賀県職員等の給与に関する条例第13条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(介護時間)

第20条の2 本部長は、職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき休暇を願い出たときは、介護時間を与えることができる。

2 介護時間の時間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第4項の規定は、介護時間について準用する。

第21条以下 省略